

100歳おめでとうございます

7月に満100歳を迎えた皆さんに、市長からのお祝い状とお祝い金が贈られました。



植田 ユキエさん
大正7年7月14日生

藤垣 治子さん
大正7年7月7日生



生ごみをリサイクルして 元気な野菜を育てよう

5月22日、ひかりの丘保育園で、菊池地域環境活動協議会(村山和義会長)が生ごみのリサイクルを学ぶ研修会を開催しました。これは、同協議会が6年前から市と協働で認可保育園を対象に行なっているもので、本年度は東京エレクトロン九州NPO等支援事業を受け学校などにも活動を広げています。当日は約20人の参加者が生ごみリサイクルによる肥料の作り方、畑での野菜の育て方などを学びました。

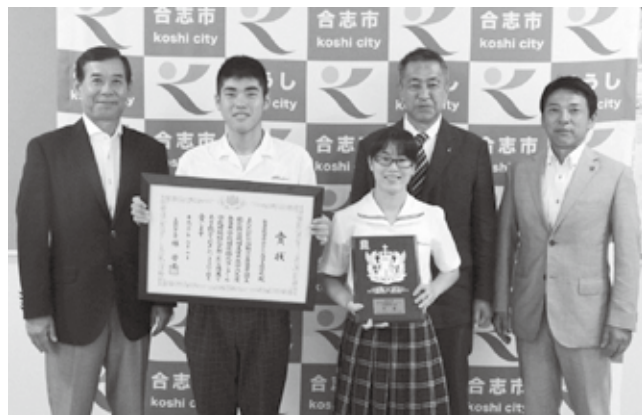


実際に畑でも学習を行ないました

緑あふれる地域を目指して 緑化コンクール文部科学大臣賞受賞

6月20日、平成29年度全日本学校関係緑化コンクールで文部科学大臣賞を受賞した県立ひのくに高等支援学校(合生)が市長を表敬訪問しました。

このコンクールは青少年の緑化活動と学校での緑化教育を推進するために毎年開催されています。同校は愛校作業や地域での花いっぱい運動など、校内外での緑化への取り組みが評価され受賞。生徒は「地域の皆さんの協力のおかげです」と喜びを語りました。



生徒と教職員一丸となって取り組みました

3年ぶりの開催 各区対抗ニュースポーツ大会

6月16日、ヴィーブルで各区対抗ニュースポーツ大会を開催しました。熊本地震の影響で3年ぶりの開催となったことは、カラーリングとふらば〜るボールバレーを行ない、各区から442人が参加。各コートでは熱の入った声援やプレーの様子に一喜一憂する声が響いていました。参加者は「久しぶりの開催でうれしいです。地区の交流を深めることができました」と笑顔で話していました。



子どもから大人まで楽しみながら交流を深めました

●8月以降の自己負担限度額(月額)

負担割合	所得区分	外来+入院 (世帯単位)	
		外来(個人単位)	
現役並み 所得者 3割負担	課税所得 690万円以上	252,600円+ (総医療費-842,000円)×1% 140,100円(※1)	
	課税所得 380万円以上	167,400円+ (総医療費-558,000円)×1% 93,000円(※1)	
	課税所得 145万円以上	80,100円+ (総医療費-267,000円)×1% 44,400円(※1)	
【国保】 1割または 2割負担 【後期高齢】 1割負担	一般	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 44,400円(※1)
	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

太枠内が変更部分です。
食事代は療養病床に入院する場合、金額が異なりますので医療機関にお尋ねください。
(※1)…過去12カ月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合、4回目以降の金額。

70歳以上75歳未満で国民健康保険に加入している人と、後期高齢者医療保険に加入している人の所得区分

と自己負担限度額が左表のとおり変わります。(70歳未満の国民健康保険被保険者は変わりません)

▼問い合わせ先 保険年金課(合志庁舎)
☎(248)1275

所得区分と自己負担限度額が変わります

国民健康保険、後期高齢者医療保険

地下水採取に関する規制要件

	規制の対象要件 (吐出口の断面積)	規制の種類
揚水機	6㎢(直径約2.8cm)超~ 19㎢(直径約5cm)以下	届け出
	19㎢超	許可
自噴井戸	19㎢超	届け出

井戸を掘るには届け出・許可申請が必要です
貴重な地域共有の資源である地下水の保全のため、熊本県地下水保全条例に基づき、地下水を採取する場合は届け出・許可申請が必要です。
家庭や職場で井戸を使っている届け出をしていない人は、速やかに手続きをしてください。
なお、届け出・許可なく地下水を採取した場合、罰則が適用されることがあります。

※地下水を田畑などのかんがいを使用する場合は、許可ではなく届け出が必要です。
※本市では、吐出口の断面積が19㎢(直径約5cm)を超える自噴井戸(揚水機など、動力を用いずに地下水を採取する井戸)も届け出が必要です。

不法投棄は犯罪です

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で禁止されている重大な犯罪行為です。違反者は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処されることがあります。市では、不法投棄防止のため監視パトロールや啓発活動に取り組んでおり、場合によっては警察に通報もしています。住環境をより良いものにしていくためにも、廃棄物の適正処理やマナー向上にご協力をお願いします。



上生川の不法投棄

環境 通信

▼問い合わせ先
環境衛生課(合志庁舎)
☎(248)1202